

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	令和3年9月28日
【中間会計期間】	第58期中（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	株式会社旭川国際ゴルフ場
【英訳名】	ASAHIGAWA KOKUSAI GOLF Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 荒井 保明
【本店の所在の場所】	旭川市5条通10丁目2233番地の13
【電話番号】	(0166)23-6613（代表）
【事務連絡者氏名】	支配人 宮崎 泰和
【最寄りの連絡場所】	旭川市5条通10丁目2233番地の13
【電話番号】	(0166)23-6613（代表）
【事務連絡者氏名】	長谷 保
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期中	第57期中	第58期中	第56期	第57期
決算年月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和元年12月	令和2年12月
売上高 (千円)	76,548	72,859	75,719	161,064	160,665
経常利益又は経常損失 () (千円)	150	759	4,289	23,015	18,519
中間(当期)純利益又は中間純損失 () (千円)	311	920	3,270	438	389
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	207,000	207,000	207,000	207,000	207,000
発行済株式総数 (株)	41,400	41,400	41,400	41,400	41,400
純資産額 (千円)	150,620	150,791	146,212	149,871	149,482
総資産額 (千円)	837,233	808,781	793,399	797,829	780,942
1株当たり純資産額 (円)	3,638.15	3,642.29	3,531.69	3,620.07	3,610.00
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失 () (円)	7.51	22.22	78.98	10.57	9.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	18.0	18.6	18.4	19.0	19.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,150	7,266	4,952	4,112	4,403
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,360	1,817	5,227	3,890	8,183
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	108,620	109,057	115,920	103,608	116,195
従業員数 (人)	14	13	12	15	13
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔30〕	〔26〕	〔20〕	〔29〕	〔25〕

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年6月30日現在

従業員数(人)	12【20】
---------	--------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題は以下の通りです。

会員の高齢化に対する対策
・名義変更料金を通常の半額に設定し、50名を目標とし休眠会員の活性化を図る。

来場者数の減少にはどめをかける。
につき10枚配布し、集客の強化を図る。
とし格安のプレー料金に設定し潜在顧客の掘起しを図る。
をサービスする感謝デーとし、コンペの需要に対応する。
・会員同伴プレー券を会員1名
・毎週月曜日を完全セルフデー
・毎週金曜日を食事とドリンク

人件費をはじめとする経費削減による収益向上
・効率的で柔軟性にとんだ人員配置をおこなうことにより、不要不急の残業を無くす。
・コース整備に使用する肥料や農薬などは購入時のロッドを増やすなどし、できるだけ単価を下げるような取り組みを行う。

2【事業等のリスク】

(1)自然環境にかかわるリスク

台風等の自然災害や、散水用の水不足などが、当ゴルフ場のコース・設備に重大な損害をあたえる可能性があります。特にコースコンディションが悪化した場合、修復のため入場者の制限などをしなければならない可能性があります。このことにより、売上高の減少、修復のために巨額の費用を要することとなる可能性があります。

(2)継続企業の前提に関する重要事象等

当社は継続的に営業損失を計上しており、当中間会計期間末において146,212千円の債務超過状態にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

(3)新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症が長期的に収束しない場合には、入場者数の減少、売上高の減少によって当社の経営成績に少なからぬ影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、入場者、従業員の安全、健康のために、行政のガイドラインに従った衛生管理を徹底しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

経営成績

今年度は、4月24日にオープンすることが出来ました。昨年は4月16日のオープンでしたので、昨年より8日遅い営業スタートとなりました。6月末までの延入場者数は6,747人(前年同期比476人増)となりました。また、キャディ不足の影響もあり、キャディ制を廃止し、全てセルフスタイルの営業となりました。

この結果、売上高は75,719千円(前年同期比2,860千円増)となり、経常利益は4,289千円(前年同期 経常損失759千円)、中間純利益は3,270千円(前年同期 中間純損失920千円)となりました。

今年度は名義変更料を通常の半額に設定し休眠会員の活性化を図るとともに、会員同伴プレー券を会員1名につき10枚配布して集客を図った結果、入場者数は増えました。これが売上増加の主な要因となりました。

キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前中間会計期間末に比べ6,863千円増加し、115,920千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は4,952千円となりました。前中間期より2,314千円減少しました。これは、名義変更料が前会計年度に比べ2,295千円減少したことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は5,227千円となり、前中間期と比べ減少が3,410千円増加しました。これは、軽量5連ルールモア4,927千円の購入とフロント会計の機能追加で300千円の支払によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた又は使用した資金はありません。

売上実績

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

科目	第57期中 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)			第58期中 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)		
	人員(人)	1日平均 (人)	金額 (千円)	人員(人)	1日平均 (人)	金額 (千円)
年会費収入			32,413			33,438
メンバーフィ	3,985	52.4	1,113	4,217	62.0	1,182
法人メンバーフィ	516	6.8	1,016	375	5.5	700
ビジターフィ	1,770	23.3	524	2,155	31.7	1,304
キャディーフィ			20,052			20,672
ビジター保険料			158			177
諸費用収入			5,621			6,976
トーナメント参加料			2,547			2,375
貸用具収入			27			336
練習場収入			1,421			1,851
名義書換料			3,835			1,540
売店収入			724			722
レストラン売上			3,407			4,447
合計	6,271	82.5	72,859	6,747	99.2	75,719

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この中間財務諸表の作成にあたり必要と思われる会計上の見積りについては、合理的な基準に基づいて実施しております。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は138,581千円となり、前事業年度末より15,885千円増加しました。これは、売掛金が14,654円増加したことが主な要因です。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は654,818円となり、前事業年度末より3,428千円減少しました。これは、減価償却額が設備投資額を上回ったためです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は19,091千円となり、前事業年度末より8,783千円増加しました。これは、未払費用が4,307千円、買掛金が3,505千円それぞれ前事業年度末より増加したことが主な要因です。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は920,520千円であり、前事業年度末より404千円増加しました。これは退職給与引当金が前事業年度より404千円増加したためです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は 146,212千円であり、前事業年度末より、債務超過額が3,270千円減少しました。

2) 経営成績

当中間会計期間の経営成績の状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の概要 経営成績」に記載のとおりであります。

3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フロー」に記載に記載のとおりであります。

4) 資本の財源及び資金の流動性

当社が営む事業における主な資金需要は、ゴルフ場の整備維持管理に必要な運転資金、ゴルフコース及び付属設備に係る設備資金です。これらの資金需要に対しては、内部資金を活用しております。金融機関からの借入による資金調達はありません。内部資金の範囲内で、事業を行っていくことを基本方針としております。

また、人件費をはじめとする販売管理費の大幅な削減を行うことで、収益の向上を図り、債務超過状態の改善にあたります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

当社の消費税等に係る会計処理は、税抜き方式によっているため、この項に記載の金額には消費税等は含まれておりません。

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間における設備投資は、軽量5連リールモアの入替と、フロント会計システムの機能追加であります。その結果、当中間会計期間の設備投資額は、5,227千円となりました。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において設備の新設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	41,400	41,400	該当事項はありません。	単元株制度を採用していません。
計	41,400	41,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当該事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当該事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当該事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和3年1月1日 ~令和3年6月30日	-	41,400	-	207,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和3年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
荒井建設株式会社	旭川市4条西2丁目	360	0.87
愛別町役場	上川郡愛別町本町1区	240	0.58
赤川建設興業株式会社	旭川市10条通9丁目左1号	160	0.39
株式会社コハタ	旭川市永山2条3丁目2番16号	160	0.39
計	-	920	2.22

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式41,400	41,400	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	41,400	-	-
総株主の議決権	-	41,400	-

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-				
計	-				

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表等の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士伊藤 隆氏により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

該当事項はありません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,195	115,920
売掛金	829	15,483
たな卸資産	2,705	5,729
その他	2,967	1,449
流動資産合計	122,696	138,581
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	149,054	144,094
構築物(純額)	313,918	312,726
機械及び装置(純額)	12,035	15,162
車両運搬具(純額)	3,137	2,625
工具、器具及び備品(純額)	0	0
土地	26,695	26,695
その他(純額)	21,178	21,179
有形固定資産合計	1,526,017	1,522,481
無形固定資産	2,063	2,170
投資その他の資産		
出資金	166	166
投資有価証券	130,000	130,000
投資その他の資産合計	130,166	130,166
固定資産合計	658,246	654,818
資産合計	780,942	793,399
負債の部		
流動負債		
未払費用	2,346	6,653
未払金	628	3,482
買掛金	6	3,511
未払法人税等	1,148	1,780
未払消費税等	4,139	2,027
預り金	2,013	1,582
その他	28	56
流動負債合計	10,308	19,091
固定負債		
退職給付引当金	5,166	5,570
長期預り保証金	914,950	914,950
固定負債合計	920,116	920,520
負債合計	930,424	939,611

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	207,000	207,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	356,482	353,212
利益剰余金合計	356,482	353,212
株主資本合計	149,482	146,212
純資産合計	149,482	146,212
負債純資産合計	780,942	793,399

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	1 72,859	1 75,719
売上原価	2,967	3,445
売上総利益	69,892	72,274
販売費及び一般管理費	3 77,742	3 74,373
営業損失()	7,850	2,099
営業外収益	2 7,091	2 6,390
営業外費用	-	2
経常利益又は経常損失()	759	4,289
税引前中間純利益	759	4,289
法人税及び住民税	161	1,019
法人税等合計	161	1,019
中間純利益又は中間純損失()	920	3,270

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	207,000	356,871	356,871	149,871	149,871
当中間期変動額					
中間純損失（ ）		920	920	920	920
当中間期変動額合計	-	920	920	920	920
当中間期末残高	207,000	357,791	357,791	150,791	150,791

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	207,000	356,482	356,482	149,482	149,482
当中間期変動額					
中間純損失（ ）		3,270	3,270	3,270	3,270
当中間期変動額合計	-	3,270	3,270	3,270	3,270
当中間期末残高	207,000	353,212	353,212	146,212	146,212

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	65,442	66,053
人件費の支出	29,465	29,525
その他の営業支出	30,261	32,977
小計	5,716	3,551
利息及び配当金の受取額	1,550	1,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,266	4,952
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,817	4,927
無形固定資産の取得による支出	-	300
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,817	5,227
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,449	275
現金及び現金同等物の期首残高	103,608	116,195
現金及び現金同等物の中間期末残高	109,057	115,920

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は当中間会計期間末において146,212千円の債務超過になっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当中間会計期間の営業日数は、前年同期と比べ8日減り、入場者数は476名増加しました。名義書換料を従来の半額に設定し休眠会員の掘起しを行い、35名が書換となりました。今後も、若い会員の増強を継続して進めていく予定です。従来からの幹事さん感謝コンペやハワイ旅行の抽選会等で集客強化を図ってきましたが、さらに新しい企画のオープンコンペを増加させ、年40回程程度のオープンコンペを開催しております。

中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

個別原価法（貸借対照表価額については収益性低価による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1. 建物及び構築物 | 20年～50年 |
| 2. 機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品 | 5年～16年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と、中小企業退職金共済掛金見込み額との差額とし、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測は困難ですが、少なくとも当事業年度中には収束しないものと判断しております。こうした予測に基づいて繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の発生が、当中間会計期間末時点における会計上の見積りに与える影響は軽微と判断しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度末 (令和2年12月31日)	当中間会計期間末 (令和3年6月30日)
	960,824千円	958,151千円

(中間損益計算書関係)

1 過去1年間の売上高

当社は道北に位置するゴルフ場で営業期間が概ね毎年4月下旬から10月末までの約6ヶ月間で、そのうち上半期2ヶ月間、下半期4ヶ月間となる、そのため上半期の売上高が低くなっております。

2 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
受取利息	198千円	200千円
受取配当金	1,352	1,202
利用税交付金	93	103
受託業務収入	2,167	2,245
雑収入	3,280	2,640

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
有形固定資産	9,706千円	8,463千円
無形固定資産	203	193

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首株式数(株)	増加	減少	当中間期末株式数 (株)
普通株式	41,400	-	-	41,400

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首株式数(株)	増加	減少	当中間期末株式数 (株)
普通株式	41,400	-	-	41,400

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
現金及び預金勘定	109,057千円	115,920千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	109,057	115,920

(金融商品関係)

前事業年度(令和2年12月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注1)を参照ください)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	116,195	116,195	-
(2) 売掛金	829	829	-
(3) 未収入金	2,598	2,598	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	50,000	50,790	790
資産計	169,621	170,411	790
(1) 未払費用	2,346	2,346	-
(2) 未払金	628	628	-
(3) 未払法人税等	1,147	1,148	-
(4) 未払消費税等	4,139	4,139	-
負債計	8,261	8,261	-

資 産

(1) 現金及び預金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

売掛金については、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1)未払費用、(2)未払金、(3)買掛金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

いずれも時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券	80,000
長期預り保証金	914,950

これらにつきましては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難であるため、上記の表には含めておりません。

当中間会計期間（令和3年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

令和2年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注1）を参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	115,920	115,920	-
(2) 売掛金	15,483	15,483	-
(3) 未収入金	111	111	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	50,000	50,555	555
資産計	181,514	182,069	555
(1) 未払費用	6,653	6,652	-
(2) 未払金	3,482	3,482	-
(3) 買掛金	3,511	3,511	-
(4) 未払法人税等	1,780	1,780	-
(5) 未払消費税等	2,027	2,027	-
負債計	17,452	17,452	-

（ 1 ） 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 買掛金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注1）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	80,000
長期預り保証金	914,950

これらにつきましては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難であるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)
満期保有目的の債券

前事業年度(令和2年12月31日現在)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債・地方債等	50,000	50,790	790
計		50,000	50,790	790

当中間会計期間(令和3年6月30日現在)

区分	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	国債・地方債等	50,000	50,555	555
計		50,000	50,555	555

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(令和2年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(令和3年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため、記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

当社は、ゴルフ事業による単一のサービス品であり、本邦以外の国との取引がなく、また、外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

当社は、ゴルフ事業による単一のサービス品であり、本邦以外の国との取引がなく、また、外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益又は中間純損失及び算定上の基礎並びに 1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)
(1) 1 株当たり中間純利益又は中間純損失()(円)	22.22円	78.98円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失() (千円)	920	3,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失() (千円)	920	3,270
普通株式の期中平均株式数(株)	41,400	41,400

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (令和 2 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	3,610.67円	3,531.69円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第57期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）令和3年3月26日北海道財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年9月28日

株式会社旭川国際ゴルフ場

取締役会 御中

伊藤公認会計士事務所

北海道旭川市

公認会計士

伊藤 隆 印

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旭川国際ゴルフ場の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第58期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社旭川国際ゴルフ場の令和3年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間会計期間末において、146,212千円の債務超過となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。